

地域で頑張るお店応援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (R3.1.29まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。
(メール、FAX可)

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則7日以内)

3. 事業開始

この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは以下のいずれかになります。

- ①補助事業実施計画書の実施事業が全て終了し、当該事業に関する支払いが完了した日
- ②補助事業の実施期間の終了日

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

全体実績(支出状況・経理状況)について報告書に基づいて検査後、速やかに支払いします。なお、概算払いは、県が認めたものについては、交付申請額の1/2を限度として実績確定前に支払います。

資料提出・問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県商工労働部企業支援課

電話 0857-26-7217

FAX 0857-26-8078 メール kigyoushien@pref.tottori.jp